

塩卸売業者登録等取扱要領

蔵理第4560号
平成12年12月27日

(沿革：平成13年3月30日付財理第1193号による一部改正)
(沿革：平成16年8月17日付財理第3021号による一部改正)
(沿革：平成17年2月 2日付財理第 340号による一部改正)
(沿革：平成17年3月 4日付財理第 761号による一部改正)
(沿革：平成18年3月29日付財理第1248号による一部改正)
(沿革：平成22年6月10日付財理第2408号による一部改正)
(沿革：平成28年4月 1日付財理第 636号による一部改正)
(沿革：平成28年6月 3日付財理第1872号による一部改正)
(沿革：令和 元年5月 7日付財理第1471号による一部改正)
(沿革：令和 元年6月26日付財理第2195号による一部改正)
(沿革：令和 元年9月13日付財理第3111号による一部改正)
(沿革：令和 2年12月18日付財理第3973号による一部改正)

第一 総則

1. 定義

この要領において使用する用語は、塩事業法（平成8年法律第39号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二 塩卸売業

1. 登録

(1) 添付書類

- イ 登録申請書の添付書類において必要な官公署が証明する書類は、申請の日前3月以内に発行されたものでなければならない。
- ロ 塩事業法施行規則（平成8年大蔵省令第45号。以下「規則」という。）第18条第1項第1号イに規定する「これに代わる書面」とは、登録申請者が外国人である場合における在留カード又は特別永住者証明書の写しをいう。
- ハ 規則第18条第1項第1号ロに規定する「証明書」及び同号ニに規定する「未成年者の登記事項証明書」は、登録申請者が外国人である場合においては、法第19条第3項に規定する誓約書の添付をもってこれに代える。
- ニ 規則第18条第1項第2号に規定する「定款」は、登録申請者が外国会社である場合においては、商業登記法（昭和38年法律第125号）第129条第1項第3号に

規定する外国会社の性質を識別するに足りる書面をもってこれに代えることができる。

(2) 登録申請書の提出先

登録申請書及びその添付書類（以下「登録申請書等」という。）は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該主たる事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。(3)及び(4)において、「管轄財務局長」という。）に提出させる。

(3) 登録免許税領収証書の提出方法

登録免許税法（昭和42年法律第35号）第2条及び別表第一（課税範囲、課税標準及び税率の表）に掲げる「塩事業法第19条第1項（塩卸売業の登録）の塩卸売業者の登録」に係る登録免許税は、登録申請者が登録申請を行う日までに、日本銀行（代理店及び歳入代理店を含む。）を通じて管轄財務局長を長とする財務局（管轄財務局長が福岡財務支局長である場合にあつては、福岡財務支局。以下(4)までにおいて「管轄財務局」という。）の所在地を管轄する税務署長あてに納付させ、当該納付に係る領収証書を日本産業規格A4による用紙に貼り付け、当該用紙を申請書と合せてつけて提出させる。

(4) 登録免許税の納付の確認等

- イ 管轄財務局長は、登録免許税の納付に係る領収証書の提出を受けたときは、領収の旨、納税者、納付の目的及び納付額の確認を行う。
- ロ 管轄財務局長は、提出された登録免許税の領収証書に誤りがあつたときは、当該登録申請者に通知し、不足額を納付させ、その納付に係る領収証書を提出させる。
- ハ 管轄財務局長は、登録免許税を納付して登録申請をした者につき当該申請を拒否したとき、登録免許税を納付して登録申請をした者につき当該申請の取り下げがあつたとき、又は、過大に登録免許税を納付して登録を受けたときは、別紙様式1（還付通知書）により、管轄財務局の所在地を管轄する税務署長に通知する。

(5) 登録申請書の処理

- イ 登録申請書の受付けに当たっては、次の点に留意する。
 - ① 同一人が、2以上の登録の申請を行うことは認めない。
 - ② 登録申請を受け付けたときは、当該受付年月日を当該登録申請書に記載する。
- ロ 登録番号は、次により取り扱う。
 - ① 登録番号は、財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）ごとに、決裁を終了した順に、一連の番号で付する。具体的には、例えば関東財務局長第111号とする。
 - ② 登録を抹消した場合の登録番号は欠番とし、補充は行わない。
- ハ 登録の通知は、次により行う。

財務局長は、登録申請者が法第7条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、別紙様式2による登録済通知書を登録申請者に交付する。
- ニ 登録の拒否は、次により取り扱う。
 - ① 財務局長は、登録を拒否したときは、拒否の理由並びに財務大臣に対して審査請求をできること及び審査請求とは別途に、国を被告として訴訟を提起することもできることを記載した別紙様式3による登録拒否通知書を登録申請者に交付する。
 - ② 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第7条第1項各号のうちの該当す

る号の番号を、例えば次に示すようにして、具体的に明らかにする。

- (i) 塩事業法第20条において準用する第7条第1号（同法違反で処罰され、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者）該当
- (ii) 塩事業法第20条において準用する第7条第2号（登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者）該当
- (iii) 塩事業法第20条において準用する第7条第3号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）該当
- (iv) 塩事業法第20条において準用する第7条第4号（法人の代表者が同法第7条第○号（××××）に該当）該当
- (v) 塩事業法第20条において準用する第7条第5号（法定代理人が同法第7条第○号（××××）に該当）該当

ホ 塩卸売業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、別紙様式4により作成する。

ヘ 登録免許税領収証書は、受理した日から5年間保存する。

ト 財務局長は、塩卸売業の登録申請の事務処理の迅速化を図り、塩卸売業の登録の申請を受理した日の翌日から20日以内に登録済通知書又は登録拒否通知書を登録申請者に交付するよう努める。

この場合において、当該期間には、次に掲げる期間を含めないことができる。

- ① 当該申請を補正するために要する期間
- ② 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- ③ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

2. 承継

(1) 承継届出書又は継続届出書の添付書類

イ 規則第19条において準用する第8条第1項第1号に規定する「承継者に係る前条第1項各号に掲げる書類」は、1.(1)と同様に取り扱う。

ロ 規則第19条において準用する第8条第1項第2号及び同項第3号並びに同条第2項に規定する「戸籍謄本」は、相続の事実及び相続人の範囲が明らかとなるものでなければならない。

ハ 規則第19条において準用する第8条第1項第4号に規定する「分割計画書の写し」、若しくは、「分割契約書の写し」については、分割により塩卸売業者に係る塩卸売事業の全部を承継した事実が明らかとなるものでなければならない。

(2) 承継届出書又は継続届出書の提出先

1.(2)に準じて取り扱う。

(3) 承継届出書又は継続届出書の処理

イ 1.(5)イ②に準じて取り扱う。

ロ 地位の承継があった場合の取扱いは、次に定めるところによる。

- ① 塩卸売業者以外の者が相続又は合併によって塩卸売業者の地位を承継した場合（②及び⑤の場合を除く。）は、規則第8条第1項に規定する承継届出書及び添付書類（以下「承継届出書等」という。）の提出を受けた財務局長（以下⑤までにおいて「登録財務局長」という。）は、登録簿を当該承継届出書の内容に応じ修正す

る。

- ② 塩卸売業者と塩卸売業者の合併により設立された法人が塩卸売業者の地位を承継した場合は、
 - (i) 当該法人に、継続する塩卸売業者の登録（以下「継続登録」という。）をしている財務局長に対し、承継届出書等を提出させることとする。
 - (ii) 登録財務局長は、登録簿を当該承継届出書の内容に応じて修正するとともに、継続登録以外の登録（以下「他の登録」という。）を抹消する。この場合において、登録財務局長が他の登録をしている財務局長と異なるときは、登録財務局長は、他の登録をしている財務局長に対し、承継届出書の写しを添えて、当該他の登録に係る塩卸売業者について承継があった旨通知する。
 - (iii) 他の登録をしている財務局長は、通知を受けた場合には、当該他の登録に係る塩卸売業者の登録簿の写し及び登録申請書等を登録財務局長に送付するとともに、当該他の登録を抹消する。
- ③ 塩卸売業者が相続又は吸収合併によって塩卸売業者の地位を承継した場合で当該地位を承継した塩卸売業者（以下「承継者」という。）が被相続人又は被合併法人に係る登録（以下「承継した登録」という。）を継続するときは、
 - (i) 登録財務局長は、登録簿を承継届出書の内容に応じて修正するとともに、承継者に係る登録を抹消する。この場合において、登録財務局長が承継者に係る登録をしている財務局長（以下「管轄財務局長」という。）と異なるときは、登録財務局長は、管轄財務局長に対し、承継届出書の写しを添えて、承継者が承継した登録を継続する旨通知する。
 - (ii) 管轄財務局長は、通知を受けた場合には、承継者の登録簿の写し及び登録申請書等を登録財務局長に送付するとともに、承継者に係る登録を抹消する。
- ④ 塩卸売業者が相続又は吸収合併によって塩卸売業者の地位を承継した場合で承継者が承継した登録を継続しないときは、登録財務局長は、承継した登録を抹消する。この場合において、登録財務局長が管轄財務局長と異なるときは、登録財務局長は、管轄財務局長に対し、承継届出書の写し並びに被相続人又は被合併法人の登録簿の写し及び登録申請書等を添えて、承継者が地位を承継した旨通知する。
- ⑤ 分割（事業の全部を承継した場合に限る。）により塩卸売業者の地位を承継した法人（以下「分割承継者」という。）が、当該塩卸売業者に係る登録（以下「分割承継登録」という。）を継続するときは、
 - (i) 登録財務局長は、規則第19条において準用する第8条第1項第4号に規定する「分割計画書の写し」、若しくは、「分割契約書の写し」（ただし、有限会社については、法人の登記事項証明書）により、分割承継者が塩卸売事業の全部を承継した事実を確認することができないときは、分割承継者から提出された承継届出書等を受理することなく、返却しなければならない。
 - (ii) 登録財務局長は、登録簿を承継届出書等の内容に応じて修正する。この場合において、登録財務局長が分割承継者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（以下「新管轄財務局長」という。）と異なるときは、登録財務局長は、新管轄財務局長に対し、承継届出書等の写し、承継届出書等の内容に応じて修正した登録簿の写し及び登録申請書等の写しを添えて、承継届出者が分割承継登録を継続

する旨通知する。

- (iii) 新管轄財務局長は、登録財務局長から通知を受けた場合には、登録簿を作成し、承継届出者に係る法第6条第1項各号に掲げる事項を登録簿に記載する。この場合において、登録番号は、新管轄財務局長が1.(5)ロに準じて付することとし、登録年月日は変更しない。
- (iv) 新管轄財務局長は、登録簿に記載後、分割承継者に対し、別紙様式5による通知書を交付するとともに、登録財務局長に登録済の通知をする。
- (v) 登録財務局長は、通知を受けた場合には、当該地位を承継された塩卸売業者に係る登録を抹消する。

3. 商号等の変更

(1) 変更届出書の提出先

1. (2)に準じて取り扱う。

(2) 変更届出書の処理

イ 1.(5)イ②に準じて取り扱う。

ロ 財務局長は、規則第19条において準用する第9条に規定する変更届出書及び変更の事実を証明する書類（以下「変更届出書等」という。）の提出を受けた場合には、登録簿を当該変更届出書の内容に応じ修正する。

(3) 財務局長の管轄区域を越えて主たる事務所の所在地を変更した場合の取扱いは、次に定めるところによる。

イ 変更届出書等の提出を受けた財務局長（以下「登録財務局長」という。）は、当該変更届出書等に当該変更届出書等を提出した塩卸売業者（以下「届出者」という。）の登録簿の写し及び届出者の登録申請書等を添付して、変更後の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（以下「新登録権限者」という。）に送付する。

ロ 新登録権限者は、届出者に係る法第6条第1項各号に掲げる事項を登録簿に記載する。この場合において、登録番号は、新登録権限者が1.(5)ロに準じて付することとし、登録年月日は変更しない。

ハ 新登録権限者は、登録簿に記載後、届出者に別紙様式5による通知書を交付するとともに、登録財務局長に登録済の通知をする。

ニ 登録財務局長は、通知を受けた場合には、届出者の登録を抹消する。

4. 登録の取消し等

(1) 法第20条において準用する第13条第1項の規定による塩卸売業者に対する処分に関して行う聴聞又は弁明手続については、次により行う。

イ 塩卸売業者に対する登録の取消しに関して行う聴聞手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節及び財務省聴聞手続規則（平成6年大蔵省令第98号）の定めるところによる。

なお、その際の通知については、別紙様式6により行う。

ロ 塩卸売業者に対する事業の停止に関して行う弁明手続については、行政手続法第3章第3節の定めるところによる。

なお、その際の通知については、別紙様式7により行う。

- (2) 財務局長は、法第20条において準用する第13条第1項の規定により塩卸売業者を処分しようとするときは、当該処分の対象者、処分しようとする理由及び(3)の通知をしようとする期日をあらかじめ理財局長に通知するものとする。
- (3) 財務局長は、法第20条において準用する第13条第1項の規定により塩卸売業者を処分したときは、その処分の内容と理由を記載した別紙様式8による処分通知書をもって塩卸売業者に通知するとともに、当該処分の内容が登録の取消しであるときは、当該通知を受けた者に係る登録済通知書を返戻させるとともに登録を抹消し、事業停止の処分であるときは、登録簿に所要事項を記載する。
- (4) 財務局長は、(3)の通知をしたときは、処分通知書の写しを直ちに理財局長及び他の財務局長に送付する。

5. 事業の廃止

- (1) 廃止届出書の提出先
 1. (2)に準じて取り扱う。
- (2) 廃止届出書の処理
 - イ 1. (5)イ②に準じて取り扱う。
 - ロ 財務局長は、廃止届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書を提出した者に係る登録を抹消する。

6. 登録実績の報告

- (1) 財務局長は、塩卸売業者の登録、承継、商号等の変更、登録の取消し等又は事業の廃止により、登録簿を作成し又は登録簿の記載内容を変更し若しくは抹消したときは、速やかに当該登録簿の写しを理財局長に送付するものとする。
- (2) 財務局長は、登録等の実績について別紙様式9により財務局の管内分を作成し、毎年度末の翌月末日までに理財局長に報告するものとする。
- (3) 財務局長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内にした登録に係る登録免許税の納付額を、別紙様式10により、毎年度末の翌月末までに理財局長に報告する。

7. 制度移行時の措置等

- (1) 法附則第40条第1項の規定により登録を拒否する場合は、1. (5)ニに準じて取り扱う。この場合において、登録拒否通知書には、例えば次に示すようにして、拒否の理由を具体的に明らかにする。

塩事業法附則第40条第1項に規定する塩の卸売を業として行うに足る経験を有するものとして大蔵省令で定める要件（塩の卸売の業務に通算して5年以上従事した経験を有していること）を満たさない。
- (2) 規則附則第13条第2項に規定する「前項に定める経験を有することを証する書類」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条に基づく使用証明書又はこれに準ずる書類とする。